

○木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件

(平成十二年五月二十四日)

(建設省告示第千三百六十二号)

改正 平成一三年一二月 五日国土交通省告示第一六八五号

同 一六年 七月 七日同 第 七八七号

同 一六年 九月二九日同 第一一七四号

同 二七年 一月二九日同 第 一八一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十三条の規定に基づき、木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を次のように定める。

木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百九条の七に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 防火構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。
- 二 土塗真壁造で塗厚さが三十ミリメートル以上のもので、かつ、土塗壁と間柱及び桁との取合いの部分を、当該取合いの部分にちりじゃくりを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造（前号に掲げる構造を除く。）とすること。

三 次に定める防火被覆が設けられた構造（第一号に掲げる構造を除く。）とすること。
ただし、真壁造とする場合の柱及びはりの部分については、この限りでない。

イ 屋内側にあつては、厚さ九・五ミリメートル以上のせっこうボードを張るか、又は厚さ七十五ミリメートル以上のグラスウール若しくはロックウールを充填した上に厚さ四ミリメートル以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは木材を張ったもの

ロ 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの

- (1) 土塗壁（裏返塗りをしないもの及び下見板を張ったものを含む。）
- (2) 下地を準不燃材料で造り、表面に亜鉛鉄板を張ったもの
- (3) せっこうボード又は木毛セメント板（準不燃材料であるもので、表面を防水処理したものに限り。）を表面に張ったもの
- (4) アルミニウム板張りペーパーハニカム芯（パネルハブ）パネル

第二 令第百九条の七第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 防火構造とすること。
- 二 第一第二号及び第三号に定める構造（前号に掲げる構造を除く。）とすること。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 （平成一六年九月二九日国土交通省告示第一一七四号）

（施行期日）

1 この告示は、平成十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に製造され、又は輸入された石綿スレートを用いる木造建築物等の外壁で、この告示による改正前の平成十二年建設省告示第千三百六十二号の規定に適合するものは、改正後の平成十二年建設省告示第千三百六十二号の規定に適合するものとみなす。

附 則 （平成二七年一月二九日国土交通省告示第一八一号）

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。